

平成 29 年度 公共建築物における木材の利用の 促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

平成31年3月14日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

（基本方針）

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、C L T、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

加えて、国は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 29 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

(平成 29 年 11 月 22 日)

各省各庁が参集し、法に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員)

衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 29 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 29 年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層（3 階建て以下）の公共建築物等が全体で 127 棟、合計延べ面積 14,293 m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 80 棟、合計延べ面積 9,457 m²であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断された建築物であること。その理由として、

- ・点検等のためのクレーンが必要な施設で重荷重を持たせる構造とする必要がある
 - ・洪水災害時においてもゲート等の操作を行う施設であり、防災体制を確保する必要がある
 - ・地下倉庫で地中土圧等に対する構造耐力が必要である
- などが挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^注

| 省庁名 | 用途 | 棟数 | 合計延べ面積 (m ²) |
|-------|-----------------|----|-----------------------------|
| 最高裁判所 | 自転車置場 | 4 | 38 |
| | ごみ置場 | 1 | 7 |
| 警察庁 | 警備派出所 | 3 | 8 |
| | 事務所 | 1 | 144 |
| | 宿舎 | 1 | 521 |
| 法務省 | 自転車置場 | 6 | 112 |
| 財務省 | 物置 | 6 | 18 |
| | 自転車置場 | 2 | 29 |
| | 庁舎 | 1 | 29 |
| | 宿舎 | 1 | 521 |
| 厚生労働省 | 自転車置場 | 3 | 51 |
| | 社会福祉施設 | 2 | 700 |
| 農林水産省 | 倉庫・車庫 | 6 | 544 |
| | 庁舎 | 3 | 1,412 |
| | 事務所 | 3 | 481 |
| | ゲート上屋 | 2 | 97 |
| | 自転車置場 | 1 | 9 |
| 国土交通省 | 道路施設（道の駅、倉庫、便所） | 8 | 1,570 |
| | 公園施設（展望台、便所） | 3 | 520 |
| | 河川施設（便所） | 1 | 67 |
| | 自転車置場 | 2 | 270 |
| 環境省 | 休憩所 | 6 | 603 |
| | 便所 | 5 | 388 |
| | 倉庫 | 4 | 108 |
| | 展示施設 | 2 | 888 |
| | 事務所 | 2 | 313 |
| 防衛省 | 休憩所 | 1 | 10 |
| 合計 | | 80 | 9,457 |

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成29年度に完成したもの。

【平成 29 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(() 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 最高裁判所

十日町簡易裁判所 自転車置場※

(新潟県十日町市 平屋建て 10 m²)



○ 最高裁判所

高梁簡易裁判所 自転車置場

(岡山県高梁市 平屋建て 9 m²)



○ 警察庁

須崎庁舎 警備派出所 (静岡県下田市 平屋建て 3 m²)



○ 法務省

松江刑務所職員宿舎 自転車置場 (島根県松江市 平屋建て 25 m²)



○ 財務省

札幌南税務署 自転車置場
(北海道札幌市 平屋建て 11 m²)



○ 財務省

成田税務署 自転車置場
(千葉県成田市 平屋建て 18 m²)



○ 厚生労働省

国立療養所松丘保養園 社会交流会館 (青森県青森市 平屋建て 450 m²)



○ 農林水産省

宗谷森林管理署庁舎※ (北海道稚内市 2階建て 473 m²)



○ 国土交通省

道の駅「たろう」 道路情報・休憩施設（岩手県宮古市 平屋建て 276 m²）



○ 環境省

以東岳避難小屋（山形県鶴岡市 2階建て 59 m²）



○ 防衛省

相浦駐屯地 東屋（長崎県佐世保市 平屋建て 10 m²）



(2) 内装等の木質化について

平成 29 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 171 棟であった。概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注 1}

| 省庁名 | 新築等で 木質化を行った棟数 ^{注 2} | 模様替えで 木質化を行った棟数 | 合計棟数 |
|-------|----------------------------------|--------------------|------|
| 最高裁判所 | 6 | 11 | 17 |
| 内閣府 | 0 | 2 | 2 |
| 宮内庁 | 0 | 1 | 1 |
| 警察庁 | 4 | 1 | 5 |
| 消費者庁 | 0 | 1 | 1 |
| 法務省 | 14 | 1 | 15 |
| 外務省 | 5 | 0 | 5 |
| 財務省 | 1 | 10 | 11 |
| 厚生労働省 | 8 | 0 | 8 |
| 農林水産省 | 8 | 5 | 13 |
| 経済産業省 | 0 | 1 | 1 |
| 国土交通省 | 13 | 10 | 23 |
| 環境省 | 1 | 3 | 4 |
| 防衛省 | 25 | 39 | 64 |
| 会計検査院 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 85 | 86 | 171 |

注 1：国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 29 年度に完成したもの。

注 2：新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 29 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

- 最高裁判所 鰐沢簡易裁判所庁舎
(山梨県巨摩郡富士川町 使用部位：壁
・法廷家具)



- 内閣府 中央合同庁舎第 8 号館
(東京都千代田区 使用部位：壁・サイン)



- 宮内庁 赤坂宿舎第 17 号建物
(東京都港区 使用部位：床)



- 警察庁 愛媛県警察機動隊柔道場※
(愛媛県東温市 使用部位：床・壁)



- 最高裁判所 岐阜地家裁大垣支部庁舎※
(岐阜県大垣市 使用部位：壁)



- 内閣府 内閣本府庁舎
(東京都千代田区 使用部位：壁 (造付家具))



- 警察庁 中国管区警察局宿舎※
(広島県広島市 使用部位：床、扉等)



- 法務省 東日本成人矯正医療センター
・ 庁舎棟、待機所（東京都昭島市
使用部位：床 建具枠）



- 厚生労働省 国立療養所長島愛生園
第六不自由者棟（岡山県瀬戸内市
使用部位：床、壁、柱等）



- 農林水産省 東信森林管理局庁舎※
(長野県佐久市 使用部位：床、腰壁)



- 国土交通省 和歌山地方合同庁舎
(和歌山県和歌山市 使用部位：壁、受付カウンター)



- ・ 体育館棟（東京都昭島市
使用部位：床、壁、階段）



- 農林水産省 北海道森林管理局庁舎
(北海道札幌市 使用部位：床)



- 経済産業省 目黒独身寮
(東京都目黒区 使用部位：倉庫内棚)



- 国土交通省 高松サンポート合同庁舎
南館（香川県高松市 使用部位：壁）



○ 環境省 大山ナショナルパークセンター
(鳥取県西伯郡大山町 使用部位：天井、
腰壁、巾木、床)



○ 環境省 佐多岬展望台
(鹿児島県肝属郡大隅町 使用部位：屋内
ベンチ、床、屋外テラス)



○ 防衛省 市ヶ谷体育館
(東京都新宿区 使用部位：床)



○ 防衛省 経ヶ岬隊舎
(京都府京丹後市 使用部位：腰壁)



表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

| 整備及び使用実績 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 備考 (対前年比) |
|---|-----------------------|--------|--------|--------|--------------|
| 基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層（3階建て以下）の公共建築物等 ^{注1} | 棟数【A】 | 104 | 97 | 127 | 130.9% |
| | 延べ面積（m ² ） | 10,180 | 13,816 | 14,293 | 103.5% |
| うち、木造で整備を行った公共建築物 | 棟数【B】 | 60 | 42 | 80 | 190.5% |
| | 延べ面積（m ² ） | 3,708 | 7,282 | 9,457 | 129.9% |
| うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物 | 棟数 | 44 | 55 | 47 | 85.5% |
| 木造化率（B/A） | | 57.7% | 43.3% | 63.0% | 145.5% |
| 内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注2} | 棟数 | 186 | 189 | 171 | 90.5% |
| 木材の使用量 ^{注3} | m ³ | 2,327 | 3,689 | 3,139 | 85.1% |

注1：基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物等とは、国が整備する公共建築物（新築等）から、以下に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

- （例示）
- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 - ・刑務所等の収容施設
 - ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
 - ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
 - ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
 - ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

○法施行前に非木造建築物として予算化された公共建築物

注2：木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/m²で換算した換算値。

また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について
 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 機能、性能上の必要性から
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- グリーン購入法適合品で、より安価なものを調達しているため
- 耐久性を考慮したため
- 既製品との調和のため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

| 使用実績 | | 単位 | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 備考 (対前年比) | | |
|-------------|----------------|----|------------|--------------------|---------------|------------|--------------------|---------------|--------------|--------------------|---------------|
| | | | 総調達量 | 左記のうち木材を使用した製品の調達量 | 木材を使用した製品の調達率 | 総調達量 | 左記のうち木材を使用した製品の調達量 | 木材を使用した製品の調達率 | 総調達量 | 左記のうち木材を使用した製品の調達量 | 木材を使用した製品の調達率 |
| 紙類 | コピー用紙 | kg | 31,090,387 | 24,083,157 | 77.5% | 26,879,688 | 18,619,622 | 69.3% | 86.5% | 77.3% | 89.4% |
| | 印刷用紙 | kg | 1,265,648 | 1,137,900 | 89.9% | 1,721,304 | 1,581,934 | 91.9% | 136.0% | 139.0% | 102.2% |
| 文具類 | ファイル | 冊 | 7,397,574 | 5,906,766 | 79.8% | 7,448,574 | 6,008,533 | 80.7% | 100.7% | 101.7% | 101.0% |
| | 事務用封筒 (紙製) | 枚 | 77,009,187 | 60,658,847 | 78.8% | 76,884,757 | 59,774,484 | 77.7% | 99.8% | 98.5% | 98.7% |
| オフィス 家具等 | 机 | 台 | 22,465 | 6,221 | 27.7% | 63,242 | 13,571 | 21.5% | 281.5% | 218.1% | 77.5% |
| | 棚 | 連 | 8,500 | 1,407 | 16.6% | 29,370 | 3,829 | 13.0% | 345.5% | 272.1% | 78.8% |
| | 収納用什器 (棚以外) | 台 | 20,797 | 8,036 | 38.6% | 40,197 | 7,595 | 18.9% | 193.3% | 94.5% | 48.9% |
| | ローパー ティション | 台 | 6,104 | 571 | 9.4% | 10,723 | 1,163 | 10.8% | 175.7% | 203.7% | 115.9% |

注：木材を使用した製品とは、間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況

(単位：基)

| | 設置累計 | | 新たな設置 | | 既存施設からの廃止 | |
|-------|------|------|-------|------|-----------|------|
| | 暖房器具 | ボイラー | 暖房器具 | ボイラー | 暖房器具 | ボイラー |
| 合計 | 294 | 5 | 16 | 0 | 13 | 0 |
| 農林水産省 | 110 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| 国土交通省 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境省 | 182 | 4 | 12 | 0 | 9 | 0 |

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上

3 その他

(1) 国における取組

① 公共建築物の内装等の木質化

内閣府では、中央合同庁舎8号館エントランスホール内に待合スペースを設置するにあたり、壁面の内装材にC L Tを利用したほか、本府庁舎エントランスホール内に設置した入札公告用の掲示板についても木材を利用するなど、木材利用の普及・理解の促進を行った。

② 地方公共団体との連携（統計データ利活用センター）

総務省統計局及び独立行政法人統計センターは、平成30年4月1日から和歌山市内に「統計データ利活用センター」を開設し、和歌山県が同一フロア内に設置する「和歌山県データ利活用センター」と連携して業務を開始することとなった。和歌山県が整備した執務室の内装には地元の「紀州材」が積極的に活用された。

③ ロビー、応接スペースの備品の木質化

総務省では、公共建築物の木質化以外の取組として、総務省第二庁舎のロビーに設置している来客用長椅子、大臣官房会計課及び統計局総務課の応接スペースの備品について、経年劣化に伴う更新にあたり、木材を使用したもの導入した。

④ 事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組

財務省では、国土交通省から毎年8月に、各省各庁営繕計画書に関する意見書が送付された際、財務本省から各組織に対して、意見内容（木材利用促進の観点から構造種別について要検討）の周知・指導を実施した。

⑤ 設計段階での木材利用促進の取組

財務省では、木材を利用すると判断した案件については、設計業務仕様書等において、コスト面を考慮した上で、可能な限り木材利用を設計時に検討するよう促してい

る。また、東京国税局では、食堂及び厨房改修工事については、木製腰壁を設置することを標準仕様としている。

⑥ 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

⑦ 都道府県担当者を対象とした会議等における木材利用促進の周知

厚生労働省では、木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨を、社会福祉施設の整備方針として周知した。

また、都道府県担当者を対象とした会議等の場において、社会福祉施設や医療施設における木材利用の促進を要請した。

⑧ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入れに係る利子助成を実施した。

また、中大規模木造建築に必要な耐火性能を満たす木質部材の開発に対する支援を実施するとともに、木造化・木質化に必要な知見を有する建築士等を育成する取組を実施した。

⑨ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、林道等の路網整備等を実施した。

また、地域材を利用した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築や、木材産業の競争力強化に資する木材加工流通施設の整備への支援や、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法伐採木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

⑩ 地方公共団体に対する働きかけ等

林野庁では、地方公共団体に対して、下記の働きかけ等を行った。

- ・都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。
- ・全都道府県に対して実施した、法律に基づく公共建築物への木材利用の取組状況に

に関するアンケート調査の結果や先進的な取組等を取りまとめ、都道府県・市町村に提供した。

- ・都市部における公共建築物への木材利用を促進するため、東京都特別区営繕担当課長会に出席するなどして働きかけを行った。
- ・各省庁が所管する公共建築物等の整備に活用可能な補助等についての一覧を取りまとめてホームページで公表した。
- ・国土交通省の建築着工統計を元に都道府県別の公共建築物の木造率を試算して公表するとともに、都道府県に対し、公共建築物への木材利用の一層の促進について働きかけを行った。

⑪ 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の変更

農林水産省、国土交通省では、法施行後の国、地方公共団体による木材活用の取組状況を踏まえ、平成29年6月に基本方針を変更し、地方公共団体は、基本方針に基づく措置の実施状況の定期的な把握や木材利用の促進のための関係部局横断的な会議の設置に努めること、国や地方公共団体はCLT、木質耐火部材等新たな木質部材の積極的な活用に取り組むこと、3階建ての木造の学校等について一定の防火措置を行うことで準耐火構造等での建築が可能となったことから積極的に木造化を促進すること等を規定した。

⑫ 「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項」の公表

国土交通省では、官庁施設における木材利用をより一層進めるために、木造建築物の耐久性や保全性に関する情報を収集、整理し、木材を利用した官庁施設の保全等に参考となる資料を取りまとめて公表した。

⑬ 「木材利用推進研修」の実施

国土交通省では、公共建築分野において木材の利用が更に促進されるよう、木材の利用を担う人材の育成を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を実施した。

⑭ 木造建築物に係る建築基準の合理化等

国土交通省では、木造建築物に係る建築基準の合理化等を図るために、地震に対する安全性の検証等を踏まえ、枠組壁工法の床版及び屋根版にCLTを使用するための基準整備（平成29年9月26日）、木造建築物の許容応力度等計算に係る地震力の割増係数に関する合理化（平成29年9月26日）、木造建築物に用いる耐力壁の仕様の追加（平成30年3月26日）、構造計算に用いるCLTの基準強度の拡充（層構成の追加）（平成30年3月29日）等に関する告示を公布・施行した。

また、木材を用いた耐火構造の構造方法について、これまでに国土交通大臣の認定

を受けた構造方法を踏まえ、既に告示において規定している木造の壁に加えて、木造の柱、はり、床、屋根及び階段の仕様を追加する告示を公布・施行した（平成 30 年 3 月 22 日）。

⑯ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する補助制度により、福祉施設や事務所等の木造建築物等の整備を支援した。

⑯ 国立公園施設における C L T 普及促進のための活用

環境省では、釧路自然環境事務所管内の阿寒湖畔園地で建替整備した公衆トイレの内装に C L T を使用した。

⑰ 自然公園等施設における木材利用

環境省では、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等整備事業に対し自然環境整備交付金等を交付して公衆便所、休憩所等及び工作物（柵、木道、段差工やベンチ、標識類等）の整備に対し支援を行った。

⑱ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

（2）地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第 4 条において、「地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第 8 条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第 9 条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成 24 年 3 月に、47 都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は 1,580（平成 30 年 12 月末時点）となり、参考 1 のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考 2 の

とおりである。

II 実施状況を踏まえて講すべき措置

1 国が講すべき措置

平成29年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講すべき主な措置は、以下のとおりである。

(1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、建築物における木材の需要の拡大のため、C L T等の新たな木質部材の活用に努める。さらに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

(2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講すべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講すべき主な措置は、以下のとおりである。

(1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。

(2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。

(3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。

(4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。

(5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【参考 1】

市町村木材利用方針の策定状況

平成30年12月31日現在

(注)★印の都道府県は、全市町村策定済み(36道府県)

【参考2】

地方公共団体において公共建築物の木造化・木質化に取り組む新たな事例
(平成30年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

○ 江東区立有明西学園（内閣総理大臣賞）

- ・施主：東京都江東区
- ・特徴：東京都江東区で整備された、5階建ての大規模学校建築。木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造）をバランス良く組み合わせることで低コスト化・工期の短縮化を実現。木造部分は、国土交通大臣認定を受けた耐火集成材を活用した耐火建築物となっており、防耐火規制が厳しい都市部における木造建築物のモデルとして期待。地元で木材産業を営む企業との連係を通じて、地域材や国産材を優先的に使用するため早期から調達計画・検討を実施。構造だけでなく、内装にもふんだんに国産材を使用し、暖かい空間を生徒たちに提供している。



○ 大槌町文化交流センター「おしゃっち」（林野庁長官賞）

- ・施主：岩手県大槌町
- ・特徴：東日本大震災の津波による被災地の復興拠点として計画された図書館や多目的ホールを有する複合施設。平成27年6月に施行された改正建築基準法に基づく、木造3階建て1時間耐火建築物。可能な限り地域内で調達可能な部材を用いたシンプルな木架構や、JISで規定された高い強度を有する耐力壁を使用するなど、誰でも活用可能な材料や工法を活用しており、他の建築物への普及効果が期待される。また、地元の釜石地方森林組合と協力し、平成29年5月に発生した釜石市の林野火災の焼損材を活用したテーブルと椅子を製作し、施設内に設置するなど、被災木の有効活用にも貢献。



○ 朝日村役場（林野庁長官賞）

- ・施主：長野県朝日村
- ・特徴：村内の豊富な森林資源を活用した木造の役場庁舎。村内に育成し、伐期を迎えているカラマツ材を接着重ね梁、集成材、厚板パネル等の形で大胆に活用し、カラマツ材活用のモデルとして期待。また、新庁舎の象徴である樹齢300年のヒノキの大黒柱をはじめ、ケヤキ、スギ、アカマツ、クリ、ヒノキ、イチイ等の村民から寄付された木材も内装や家具に活用されており来訪者に村の豊富な森林資源をアピール。庁舎建設に当たっては、地域材の活用に加え、県内企業が開発した建材の採用や、地域材の伐採・製材加工、建設工事、家具製作の大部分を県内業者が担い、地元の木材関連事業者の人材育成にも貢献。

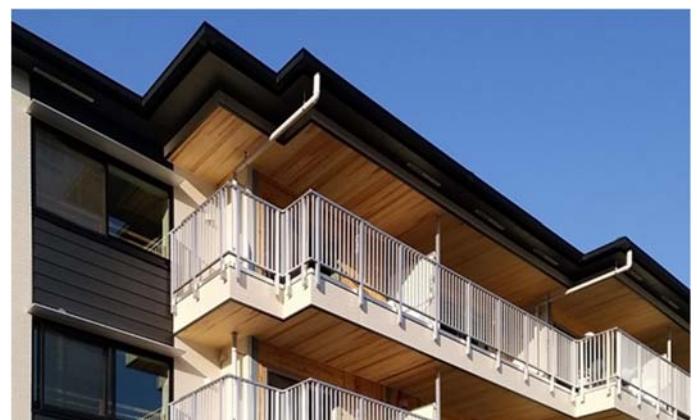


○ 福島県営復興公営住宅磐崎団地（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・施主：福島県（福島県いわき市）
- ・特徴：東日本大震災の被災地で整備されたスギ CLT のパネル工法による復興公営住宅。

RC 造の場合と比べて、コンクリートの型枠工事や養生期間を必要としないことなどから、工期の短縮化 (RC 造 : 13 ヶ月 → CLT パネル工法 : 5.5 ヶ月)、現場作業員の人工の減 (RC 造の 1/5) が図られ、CLT のメリットをアピールできる建築物となった。

また、防火性能・劣化対策・維持管理対策・温熱環境に関する住宅性能評価を取得し、住宅としての高い性能を確保するとともに、室内を CLT をあらわしとすることにより、入居者にとって木の温かみや安らぎを与える住環境となっている。



○ 八戸市立西白山台小学校（木材利用推進中央協議会会長賞）

・施主：青森県八戸市

・特徴：地元産のアカマツ、スギなどの製材を活用した大規模な学校建築。

木造の普通教室棟と管理棟の間に耐火構造である RC 造（屋根架構は木造）の特別教室や S 造の渡り廊下等を設けるなどして分節することにより、木造部分を耐火構造とする必要がなくなり、木造をあらわしで活用。教室は、7.2m×9m の広いスパンを製材及び集成材の一般流通規格材で実現するため、八戸の有形文化財である「ハネゴ」をモチーフとして木組みの架構等を採用。木材は、地元の 3 つの森林組合が連携して供給し、構造材の 96% に地元産材を使用。



○ 熊本県立熊本かがやきの森支援学校（木材利用推進中央協議会会長賞）

・施主：熊本県（熊本県熊本市）

・特徴：重度重複障害を持つ子どもたちのためにできた全国初の専門校。車いすで天井を見上げる姿勢の多い子どもたちを愉しませるために、多彩な屋根架構を有する木造の建築物を計画。県内に集成材工場がない中、木材の調達コストを抑えるため、一般流通材の材種の、断面、長さで対応可能な設計とともに、耐火構造（S 造、RC 造）で区画することで木造部分を耐火建築物とすることを回避し、県内で調達可能な木材のみで建設することに成功。



○ 都城市立図書館（審査員特別賞）

- ・施主：宮崎県都城市
- ・特徴：街の中心に残る旧ショッピングモールを、内装に木材を活用して市立図書館として転用・再生。施設のエントランスや周辺施設間の導線となる軒下通路の天井部を木材を使用してリフオームするとともに、県産スギ材の CLT を材料とした造作家具（展示台）や間合い造作家具のデザインチームと都城家具工業界が協力し、九州産クスノキを使用して開発した様々なレイアウトが可能な「木箱型書架」等を設置。木材を活用した施設の転用・再生のモデルとして期待。



民間事業体による公共建築物等の木造化に取り組んだ事例

(平成 30 年度木材利用優良施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から)

○ 宿毛商銀信用組合新店舗（農林水産大臣賞）

- ・施主：宿毛商銀信用組合（高知県宿毛市）
- ・特徴：全国的に珍しい木造の金融機関。地元産木材を材料とした CLT（Cross Laminated Timber・直交集成材）を 2 階床と壁、家具（記載台等）に使用しており、来客を迎えるロビーだけでなく、営業室や研修室についても木質化が図られ、建物全体で木に親しめる空間となっている。2 階床を CLT と鋼棒を組み合わせた張弦梁構造を用いることで、11.4m スパンの無柱空間を実現。2 階床の梁も省略することができ、建物全体の材料費等のコスト低減につながっている。木の香りが溢れるロビーは居心地が良いと顧客からの評判も良く、木材利用が信用組合の PR にもつながっている。



○ 竹中研修所「匠」新館（林野庁長官賞）

- ・施主：(株) 竹中工務店（兵庫県川西市）
- ・特徴：CLT パネル工法による木造の研修施設。地上躯体すべてにスギ CLT を使用した 3 階建て準耐火建築物であり、CLT パネル工法を採用することにより、省人化・短工期化を実現するとともに、施設内の壁・天井の大半を CLT あらわしとして木質感溢れる空間を演出。二重床、二重壁構造の中に CLT の接合金物を收め室内に一切露出しないよう工夫がなされているほか、鋼板補強により垂れ壁、腰壁をなくし、フルハイドの大開口を有するフラットスラブ型を実現するなど高い意匠性を実現。CLT を活用した木造ビルのモデルとして全国への普及が期待される。



○ 認定こども園さざなみの森（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・施主：学校法人難波学園（広島県広島市）
- ・特徴：葉っぱの形状をした屋根が特徴的な子ども園。スギノトアカネカミキリによる食害を受けた材を実験によって安全性を確認した上で「あかね材」としてブランド化して活用。放射状に広がる梁の上に野地材として 120mm 角のヒノキあかね材 600 本を隙間なく敷き詰めた屋根構造を採用。また、製材所に山積みになっていた割れ・反りがあるサイズも不揃いなデッドストック材を製材前の不揃い具合を敢えて活かし、ログ壁に横使いで使用。不揃いの木材の持つ力強さと優しさが空間に心地よさを与え、子どもたちの五感を刺激する空間を創出。



○ 松尾建設株式会社本店ビル（審査員特別賞）

- ・施主：松尾建設（株）（佐賀県佐賀市）
- ・特徴：6 階建て鉄骨造の 2 ~ 5 階の床に CLT 2 時間耐火構造を用いた事務所ビル。ビルの建設に当たって CLT と鉄骨梁をエポキシ樹脂等で接合する工法を開発し、今後、同様の混構造の建築物への普及効果が期待できる。また、渡り廊下で接続する隣の会議室棟は、屋根組に集成材と LVL の合成梁を採用し、11m の長スパン構造を実現しているほか、外壁を耐火構造とすることで内部の木構造をあらわしとすることができます。方法を採用しており、他施設への普及が期待できる。



地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例
(平成 30 年度第 16 回公共建築賞 ((一社) 公共建築協会主催) の受賞施設から)

○ 箱館奉行所 (優秀賞(公共建築協会会長表彰))

- ・施主：北海道函館市
- ・特徴：特別史跡五稜郭跡の遺構面の保護を最優先にしなければならない困難さを克服した施工や、当時の伝統的建築技法（木組、土壁、瓦葺き、漆塗り、建具など）を用いた伝統技術の維持継承に貢献した。



○ 豊富町定住支援センター (優秀賞(公共建築協会会長表彰))

- ・施主：北海道天塩郡豊富町
- ・特徴：矩形の高い天井は、地元のトドマツの集成材の水平梁を現しとし、内部空間をより広く確保するためコンクリートの板柱が外壁側に組み込まれ、不足する水平力を広い平面内にコンクリートコアとして分散確保し、鉛直力は細い鉄骨柱とすることで、シンプルで開放的な空間を実現している。



○ エリアなかいち（優秀賞（公共建築協会会长表彰））

- ・施主：中通一丁目地区市街地再開発組合（当時）（秋田県秋田市）
- ・特徴：美術館西側のにぎわい広場と千秋公園の一体感、「なかいち広場」の多様な建物を統合する空間構成、美術館と商業施設の対比的特徴、交流館の地元スギ材を多用など。



○ 中央区立中央小学校・中央幼稚園（優秀賞（公共建築協会会长表彰））

- ・施主：東京都中央区
- ・特徴：木のぬくもりを感じさせるため、屋内、屋外とも無塗装木材を利用。多様な教育形態に対応できるよう、空間を仕切らずに多目的スペース等を設けている。



○ 軽井沢アイスパーク（優秀賞（公共建築協会会长表彰））

- ・施主：長野県北佐久郡軽井沢町
- ・特徴：穏やかなアーチの屋根により自然豊かな風景に馴染ませている。積雪地であることを考慮した落雪対策、競技に求められるデリケートな温熱・氷環境を実現している。



○ 糸魚川市立糸魚川小学校・糸魚川市立ひすいの里総合学校(優秀賞(公共建築協会会長表彰))

- ・施主：新潟県糸魚川市
- ・特徴：児童が学ぶ場所としての本質的なアイデアを随所に盛り込み、明るく開放的な学びの環境を作るという学校建築でもっとも大切にすべき空間イメージが、穏やかに実現された居心地のよい校舎になっている。



○ MaRoù の杜（長岡造形大学展示館）(優秀賞(公共建築協会会長表彰))

- ・施主：長岡造形大学（新潟県長岡市）
- ・特徴：アルミニウムとステンレスのスパンドレルを45度傾けて張った仕上げで、シンプルな外壁でありながら、意匠的な変化が周辺の風景から浮き上がり神秘的な感じを醸し出している。



○ 大口町立大口南小学校 (優秀賞(公共建築協会会長表彰))

- ・施主：愛知県丹羽郡大口町
- ・特徴：教室に連続する自由度の高いワークスペースの配置、多目的な活用が可能なふれあい階段、木質系素材を効果的に仕上げに使用した室内空間など、魅力的で高機能な建物を実現した小学校である。



○ 大阪木材仲買会館（優秀賞（公共建築協会会长表彰））

- ・施主：大阪木材仲買協同組合（大阪府大阪市）
- ・特徴：耐火木造の実用化に加え、素材としての木の魅力の啓蒙、伝統建築に倣った木にやさしいディテールというデザインの開発、都市空間における木造建築の環境的・空間的価値の再発見を行った。



○ 安来市立第一中学校（優秀賞（公共建築協会会长表彰））

- ・施主：島根県安来市
- ・特徴：中央部に大きな吹き抜けの高い天井を持つ階段室がつくられ、そこには光が降り注ぐ内部空間として、また風が通り抜ける空間として、生徒が移動する空間としての流れが巧みに複合されている。



○ 勝浦町立勝浦中学校（優秀賞（公共建築協会会长表彰））

- ・施主：徳島県勝浦郡勝浦町
- ・特徴：県産材の杉を「焼き杉パネル」などにして、それらを教室をはじめ内外装材として多く使用しており、木の香りに満ちた空間となっている。ゆったりとしたデッキや多目的スペースを設け、授業だけではない学校生活の時間をゆったりと過ごせるものとなっている。



○ 山鹿市立鹿北小学校（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

・施主：熊本県山鹿市

・特徴：仕上げ材のみならず、構造材も「触れる」「見せる」木造校舎を実現し、さらに地元大工が施工に携わり木造技術の継承や地元振興に大きく貢献している。



公共建築賞とは、国又は地方公共団体等が整備し、竣工後3年以上経過した公共性の高い建築物（構造種別は問わない）で、設計・施工、地域社会への貢献、施設管理・保全が優れた建築物を対象とし、公共建築協会が1年おきに実施しているもの。